二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱い及び使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目	一時間以上
［項を削る。］	
三　放射性同位元素（密封されたものに限る。）又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目	三十分以上

3　届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は二時間以上とする。

定期講習の課目	時間数
一　法に関する課目	一時間以上
二　放射性同位元素等の取扱いの事故の事例に関する課目	一時間以上

［項を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第三　講習の時間数等を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（資格講習の時間数） **第二条**　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者講習（次条において「第一種放射線取扱主任者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。	（資格講習の時間数） **第二条**　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者講習（次条において「第一種放射線取扱主任者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いに関する課目	一時間
三　使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目	一時間
四　放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事例に関する課目	一時間

3　届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一　法に関する課目	一時間
二　放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事例に関する課目	一時間

4　許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

定期講習の課目	時間数
一　法に関する課目	一時間
二　放射性同位元素及び放射性汚染物の取扱いに関する課目	一時間
三　廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目	一時間
四　放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事例に関する課目	一時間